

世界最先端 IT 国家創造宣言

平成 25 年 6 月 14 日

(抜粋)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

(1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

行政が保有する地理空間情報（G 空間情報）、防災・減災情報、調達情報、統計情報等の公共データや、企業が保有する顧客情報、個人のライフログ情報等、社会や市場に存在する多種多量の情報、いわゆる「ビッグデータ」を相互に結び付け、活用することにより、例えば、環境、教育、交通等の多様なデータを集約・整理してその地域の状況を分かりやすく示す不動産情報提供、多種大量のデータから顧客のニーズに応じたデータを自動的に抽出するプログラム開発などの新ビジネスや官民協働の新サービスが創出され、企業活動、消費者行動や社会生活にもイノベーションが創出される社会を実現する。

② ～「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める。～

既に、スマートフォンの利用者情報の取扱いなど先行的にルール策定が行われた分野については、取組の普及を推進する。

また、速やかに IT 総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定する。

さらに、2014 年以降に、制度見直し方針に示されたロードマップに従って、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

あわせて、「ビッグデータ」の利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通的技術の早期確立を図るとともに、新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。

実施スケジュール（1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現）

年度	短期			中期			長期			KPI		
	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年			
②ビッグデータ活用による新事業・新サービス創出の促進 （1）オープンデータ・ビッグデータの活用促進	オープンデータやビッグデータの活用を推進するためのデータ活用環境整備（規制改革会議との連携）（再掲含む）	IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置【内閣官房】（再掲） パーソナルデータ活用ルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等を年内できるだけ早期に着手【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】（再掲）	パーソナルデータ活用ルールに基づく、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続きの標準化等の実施【内閣官房、消費者庁、事業等分野ごとのガイドライン等所管省庁】（再掲）	制度見直し方針に基づく各施策の実施【内閣官房、関係省庁】（再掲）							・パーソナルデータ活用に関連した制度見直しの達成状況 ・ビッグデータ活用により創出された新事業・新サービスの合計額	
		新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針の策定【内閣官房、関係省庁】（再掲）										
		先行的にルール策定された分野における取組の普及促進【総務省、関係省庁】										
	利活用の促進（再掲含む）	新産業創出への支援【総務省、経済産業省】										
		各分野（街づくり、公共交通、防災、医療、健康、エネルギー等）におけるビッグデータの利活用を促進【関係府省】（再掲）										
人材育成（再掲）	ビッグデータ活用できる人材（データサイエンティスト等）の育成【文部科学省】（再掲）											
技術開発	基礎技術の確立【総務省、文部科学省、経済産業省】			応用技術の確立、国際標準化【総務省、文部科学省、経済産業省】			実用化【総務省、文部科学省、経済産業省】					